

平成21年5月27日、構造設計／設備設計一級建築士による設計への関与の義務づけがスタートします。

# 構造設計一級建築士制度・ 設備設計一級建築士制度について

## 構造設計一級建築士／設備設計一級建築士の創設 (H20.11.28～)

構造設計／設備設計について高度な専門能力を有する建築士に関し、構造設計一級建築士／設備設計一級建築士を創設します。

- ・構造設計一級建築士／設備設計一級建築士となるためには、一級建築士として5年以上構造設計／設備設計に従事した後、講習（構造設計／設備設計や法適合確認に関する講義・修了検査）を修了することが必要です。
- ・なお、実際に設計・法適合確認を行うには、構造設計一級建築士証／設備設計一級建築士証の交付を受ける必要があります。

## 構造設計一級建築士／設備設計一級建築士による 設計への関与の義務づけ

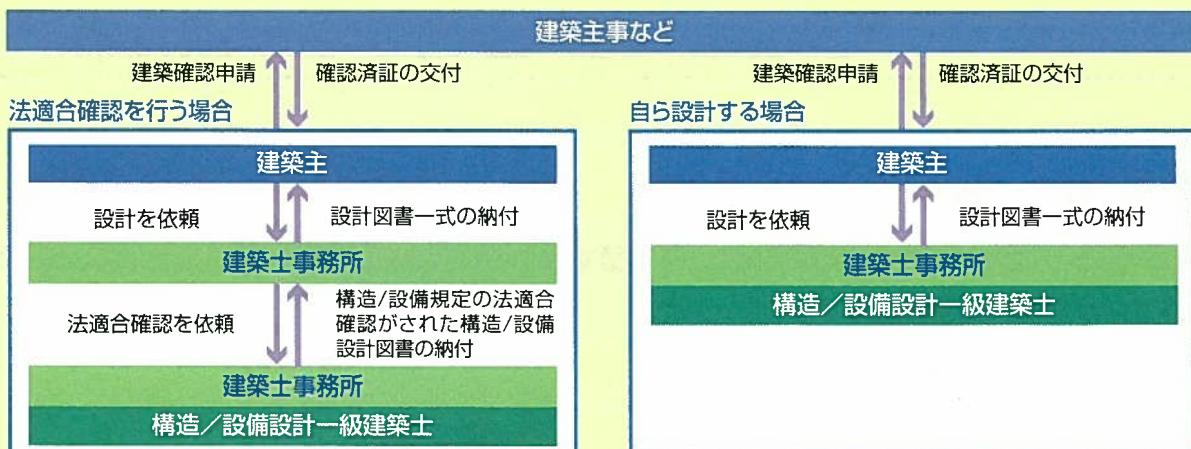
〔H21.5.27～〕

〔ただし、平成21年5月26日以前に構造設計／設備設計がなされたものはH21.11.27～〕

高度な専門能力を必要とする一定の建築物の構造設計／設備設計に関し、構造設計一級建築士／設備設計一級建築士の関与（自ら設計する、または、法適合確認を行う）が必要になります。

- ・平成21年5月27日以降の建築確認申請から適用されます。対象となる建築物の設計に構造設計一級建築士／設備設計一級建築士が関与していない場合は、建築確認申請が受理されず、また、工事着工も禁止されます。
- ・ただし、平成21年5月26日以前に構造設計／設備設計がなされたものについては、その後の設計変更も含め、平成21年11月26日までの間は、構造設計一級建築士／設備設計一級建築士が関与していない場合であっても、建築確認申請が受理されます。

### 法適合確認等のフロー



構造設計一級建築士／設備設計一級建築士による設計への関与が義務づけられる建築物については裏面に記載しています。

# 構造設計一級建築士／設備設計一級建築士による設計への関与が義務づけられる建築物

## 構造設計一級建築士による設計への関与が義務づけられる建築物

- ・一級建築士の業務独占に係る建築物（※1）のうち、構造方法について大臣認定が義務づけられている高さ60m超の建築物（建築基準法第20条第1号）及びルート2、ルート3、限界耐力計算による構造計算を行うことにより構造計算適合性判定（ピアチェック）が義務づけられている高さ60m以下の建築物（建築基準法第20条第2号）（※2）について、原則として、構造設計一級建築士による設計への関与が義務づけられます。
- ・図書省略認定を受けた建築物や型式適合認定を受けた建築物は、対象とはなりません。

### ※1 一級建築士の業務独占に係る建築物

- ・学校、病院、劇場、映画館、百貨店等の用途に供する建築物（延べ面積500m<sup>2</sup>超）
- ・木造の建築物又は建築物の部分（高さ13m超又は軒高9m超）
- ・鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物又は建築物の部分（延べ面積300m<sup>2</sup>超、高さ13m超又は軒高9m超）
- ・延べ面積1,000m<sup>2</sup>超、かつ、階数が2以上の建築物

（注）上記のうち、建築基準法第85条第1項又は第2項に定める応急仮設建築物を除く。

### ※2 建築基準法第20条第2号に該当する建築物

高さ60m以下の建築物で以下に該当するもの

- ・木造の建築物（高さ13m超又は軒高9m超）
- ・鉄筋コンクリート造の建築物（高さ20m超）
- ・鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（高さ20m超）
- ・鉄骨造の建築物（4階建て以上、高さ13m超又は軒高9m超）
- ・組積造の建築物（4階建て以上）
- ・補強コンクリートブロック造の建築物（4階建て以上）
- ・柱間隔が一定以上ある建築物や耐力壁が少ない建築物等これらの建築物に準ずるものとして国土交通大臣が指定したもの（平成19年国土交通省告示第593号に位置づけているもの）

等

（注）非木造建築物については、上記のうち階数が2以上又は延べ面積200m<sup>2</sup>超のものに限られます。

## 設備設計一級建築士による設計への関与が義務づけられる建築物

- ・階数が3以上、かつ、床面積5,000m<sup>2</sup>超の建築物について、設備設計一級建築士による設計への関与が義務づけられます。

## 増改築等の場合の考え方

- ・増改築または大規模修繕・大規模模様替の場合は、当該部分がこれらの階数や床面積等の規模に該当する場合に、設計への関与が必要となります。